

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月1日

【会社名】 スターゼン株式会社

【英訳名】 Starzen Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 中津濱 健

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目5番7号

【電話番号】 03-3471-5521(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部 総務室長 赤羽 圭一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目5番7号

【電話番号】 03-3471-5521(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部 総務室長 赤羽 圭一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金120円 総額1,168,762,920円

ロ 効力発生日

2019年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

第2条（目的）を一部変更いたしました。

第22条（取締役の任期）第1項を変更いたしました。

第24条（取締役会の招集権者および議長）を変更いたしました。

第32条（監査役の数）を変更いたしました。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、中津濱健、永野章、寺師孝一、横田和彦、茂原馨、入江泰明、鶉橋正雄、長谷部元靖、高橋正道、高濱良一、大原亘、梅野博之、名古屋裕の13名を選任いたしました。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額「月額35百万円以内（うち社外取締役分2百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）」を「年額436百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）」とすることと決定いたしました。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額「月額4百万円以内」を「年額72百万円以内」とすることと決定いたしました。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

2016年6月29日開催の当社第77回定時株主総会の決議により継続中の買収防衛策について、内容を一部変更の上、2022年6月30日までに開催される当社第83回定時株主総会の終結の時まで継続することと決定いたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	79,653	93	49	(注) 1	可決 99.34
第2号議案 定款一部変更の件	78,337	1,458	0	(注) 2	可決 97.70
第3号議案 取締役13名選任の件				(注) 3	
中津濱 健	75,312	4,483	0		可決 93.93
永野 章	78,322	1,473	0		可決 97.68
寺師 孝一	79,328	467	0		可決 98.93
横田 和彦	79,325	470	0		可決 98.93
茂原 馨	79,330	465	0		可決 98.94
入江 泰明	79,314	481	0		可決 98.92
鶉橋 正雄	79,326	469	0		可決 98.93
長谷部 元靖	79,302	493	0		可決 98.90
高橋 正道	79,327	468	0		可決 98.93
高濱 良一	79,325	470	0		可決 98.93
大原 亘	76,271	3,524	0		可決 95.12
梅野 博之	78,598	1,197	0		可決 98.02
名古屋 裕	65,540	14,255	0		可決 81.74
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	79,466	317	12	(注) 1	可決 99.11
第5号議案 監査役の報酬額改定の件	79,500	283	12	(注) 1	可決 99.15
第6号議案 当社株式の大規模買付行為 に関する対応策(買収防衛 策)継続の件	59,361	20,433	0	(注) 1	可決 74.03

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。